

令和2年 4月30日

保護者の皆様

社会福祉法人誠和会

理事長 森 脇 良 孝

園児登園自粛要請期間の給食費負担—当法人独自減免について

平素より当法人の各認定こども園、保育園にご支援賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、先般国の緊急事態宣言により、浜田市においても、新型コロナウイルス対策による諸対応が一段と強化され、4月21日(火)より市内の全ての保育施設における対応として、新たに「利用児童の保護者に対し児童の登園の自粛を要請する」ことになった事案は4月20日付けの当法人より発出のお知らせでご承知のことと存じます。このことにおいて、保護者の皆様には自粛に多大なるご協力賜わり、心より感謝申し上げます。当法人の各施設でも、感染防止に万全を期し、また自粛の園児たちが不利益にならないように、各種行事を延期、中止、縮小など工夫し日々の保育を進めています。

さて4月20日付けの当法人より発出のお知らせにおいて、保育料の取り扱いについては国県の施策により浜田市(広域入所の各市町村も同様)の対応が示してありますが、給食費におきましては、その対応の仕方が明示されておりません。そのため当法人のお知らせでは、現在のところ返金の対象外となっているので原則徴収しますが、制度、取り扱いの変更があった場合はお知らせするという記述にとどめておきました。

しかしながら、行政の対応がすぐに進展する可能性が低いと判断し、当法人で独自の対応を図ることといたしました。その結果として、独自に減免措置を実施いたしますのでよろしく願います。それは次のとおりです。

- ①自粛期間または閉園期間に限り対象として、給食費を返金します。
- ②保育園及び認定こども園保育園部の3歳以上児は、保育料の計算と同じく、1日当たり月額額の25分の1に相当する300円、減免世帯は120円とします。対象日は日曜日、祝日を除く平日及び土曜日で、休みの理由は問いません。
- ③認定こども園幼児園部の園児は全て、1日当たり月額額の20分の1に相当する300円、減免世帯は100円とします。対象日は日曜日、祝祭日、土曜日を除く平日で、休みの理由は問いません。
- ④すべての返金額は月末締めで計算します。そのため次の月の請求書で減免額を精算して請求します。即ち1カ月後に返金される形となります。
- ⑤この措置は他の法人の保育施設に関係なく、誠和会独自の意味で実施します。

以上